

第3回臨時田沢湖・角館・西木合併協議会

会 議 録

平成16年4月13日(火)

第3回臨時田沢湖・角館・西木合併協議会

開催年月日 平成16年4月13日

開催場所 角館町 大安閣

合併協議会委員定数 28名

開 会 午後1時30分

閉 会 午後3時31分

田沢湖・角館・西木合併協議会出席者

会 長 佐 藤 清 雄

副 会 長 太 田 芳 文

田 代 千代志

委 員 (田沢湖町)

高 橋 正 男

千 葉 勇

田 口 喜 義

信 田 幸 雄

稲 田 修

堀 川 光 博

小 松 直

細 川 雪 子

(角館町)

田 口 勝 次

小 林 一 雄

戸 沢 清

沢 田 信 男

佐々木 章

辻 均

山 本 陽 一

三 杉 真紀子

(西木村)

佐 藤 雄 孝

佐久間 健 一

佐 藤 宗 善

伊 藤 邦 彦

武 藤 昭 男

鈴 木 重 藏

門 脇 明

藤 井 けい子

(秋田県)

本 間 智

以上28名

田沢湖・角館・西木合併協議会欠席者

なし

田沢湖・角館・西木合併協議会幹事会

幹事長 野 中 秀 人

副幹事長 羽 川 昭 紘 大 澤 隆

幹 事 浦 山 清 悦 藤 木 春 悦

浅 利 武 久

田沢湖・角館・西木合併協議会事務局

局 長 大 楽 進

副 局 長 高 橋 徹

次 長 羽 川 茂 幸 藤 村 好 正

事務局職員 高 橋 信 次 佐 藤 祥 子

富 木 弘 一 能 美 正 俊

阿 部 聡 高 橋 良 宣

田 口 信 幸 田 村 政 志

高 倉 正 人 若 松 正 輝

猪 本 博 範

会議次第

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名委員の指名について

4. 議題

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| 報告第22号 | 新市名称応募結果について |
| 報告第23号 | 新市名称候補選定委員会委員の指名について |
| 報告第24号 | 幹事会・専門部会名簿について |
| 報告第25号 | 平成15年度田沢湖・角館・西木合併協議会補正予算
(第2号)について |
| 報告第26号 | 田沢湖・角館・西木合併協議会事務局規定の一部改正
について |
| 協議案第10号 | 議会議員の定数及び任期の取扱いについて(継続協議) |
| 協議案第11号 | 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
(継続協議) |
| 協議案第43号 | 電算システム事業の取扱いについて |
| 協議案第44号 | ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて |
| 協議案第45号 | 環境対策事業の取扱いについて |
| 協議案第46号 | 上・下水道事業の取扱いについて |
| 協議案第47号 | 地域交通対策関係事業の取扱いについて |

その他

5. 閉会

開会 13:30

事務局長 定刻になりましたので、ただ今から第3回田沢湖・角館・西木臨時合併協議会を開会いたします。始めに委員の変更がありましたのでご紹介いたします。学識経験者であります仙北地域振興局長及び角館町の委員に交代がありましたので、ご紹介と委嘱状の交付を行います。仙北地域振興局長本間智委員でございます。角館町議会議長戸沢清委員でございます。恐れ入りますが、委嘱状を交付いたしますので、前の方、会長の方へお進み下さるようよろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

事務局長 つづきまして、本日の報告事項にもございますが、合併準備事務がスタートすることから、事務局規定の一部改正を行いまして、4月1日から事務局体制を一部変更しまして、各町村から2名ずつ増員をいただき、新しく調整班を設けて合併準備事務を並行して行うことにしております。また、西木村で幹事の交代がありましたので、ここで新しい幹事と今回増員となった職員をご紹介したいと思います。始めに幹事をご紹介いたします。西木村総務課参事の浅利武久でございます。次に新たに派遣されました事務局職員のご紹介を申し上げます。田沢湖町からご紹介いたします。田沢湖町から派遣されました計画班の高橋良宣です。同じく計画班の高倉正人です。次に角館町派遣の調整班の富木弘一です。次、西木村から派遣されました計画班の佐藤祥子です。同じく調整班の田村政志です。この他角館町から派遣されました計画班の芳賀満希子がおりますが本日不幸の為欠席でございますのでよろしくお願いいたします。以上6名の職員と臨時職員1名を加えまして合わせて17名のスタッフで合併に向けてがんばってまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは、開会にあたりまして会長の佐藤田沢湖町長よりごあいさつを申し上げます。

会長 いよいよ花の季節になりました今日、2月の27日以来、協議会を延期しております、今日改めて協議会の開催になりました。この間、角館町議会の選挙がとりおこなわれまして、先程委嘱状を差し上げました、戸沢清さんが議長に就任されまして、就任をいただきました。よろしくお願いいたします。また、同時に県の異動に伴いまして、新しく振興局長になられました本間智さんに今回振興局の局長さんということで、今回委員にご就任をいただきました。お2人の委員の皆さんにはよろしくご指導をお願いもうしあげます。さて、そういうことございますので、今日をご承知のように、後ほど新市名の公募等あるいはまたいろんなことを今日はご報告をいただくわけございますが、今日は今年度最初の協議会になるわけでありまして、そうした意味でこの後人事異動等含めながら

そしてこの後のスケジュールについても、1ヶ月間の若干空間があった訳でありますので、機会を捕らえながら、さらにピッチを上げながら、この協議会を開催して参りたいと思います。なお、応募数については皆さんのお手元にありますように、2,315点ということで、701種類の応募があったというふうにご報告を受けたところでございますが、私からみますと、なんだ少し少ないなど、せめて10パーセント以上はいくのかなという期待をしておったわけではありますが、しかし、それぞれの期間の中で、皆さんのそうした考え方が大きく表していただいたわけでありますので、今後、このあと選定委員会等開催をいたしまして、そうした選定委員会の結果を踏まえながら協議会でさらに協議を重ねて参りたいと思います。以上のことを申し上げ、今回は報告事項が5件、前回までの継続案件が2件、提案しております協議案件もございますが、1部皆さんにお諮りして、継続したいものも2、3ございますので、後ほどの議案の中で、また継続ということをお諮りいたしますので、よろしく願い申し上げます。開会の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございます。

事務局長 ありがとうございます。それでは早速会議に入らせていただきますが、会議は議事次第に従いまして、進めさせていただきます。会議に先立ちまして、ここで出席委員数を報告させていただきます。本日は28名全員の出席を賜っております。合併協議会規約によりまして、本協議会が成立いたしますことをご報告いたします。次に毎回皆様をお願いでございますが、ご発言につきましては会議録を作成する為に録音してありますので、発言の際はマイクを使って町村名とお名前をおっしゃってからご発言くださるようよろしくお願いいたします。なお、会議の議長は規約により会長がつとめることになっておりますので、会長より進行よろしくお願いいたします。

会長 それでは、ただ今より第3回田沢湖・角館・西木臨時合併協議会を開会いたします。始めに会議運営規則第6条第3項の規定により、会議録署名委員3名を私から指名することになっておりますが、私から指名させていただきます。田沢湖町、堀川光博委員様。角館町、辻均委員様。西木村、佐久間健一委員様を指名いたしますので、それぞれよろしくお願いいたします。始めに報告第22号、新市名称応募結果についてを議題といたします。なお、先程私もご報告申し上げましたが、事務局より改めてご報告をさせますので、よろしくお願いいたします。それでは、事務局から説明を願います。

事務局長 それでは私から報告いたします。報告第22号新市名称案応募結果について。平成16年3月1日から3月31日までの期間で募集した新市名称案応募結果については別紙のとおりとする。本日、新市名称案の応募結果を差し上げております。先程会長からも挨拶で

ふれましたが、応募総数が2,315通でございます。その中で有効が2,180通。無効が135通でございます。有効件数の内訳としまして、名称の種類としまして701種類の応募がございました。これに現在の3町村の名称をプラスしまして、合わせて704種類から、このあとやります新市名称候補選定委員会で30以内を選定していただくことになっております。応募方法、町村別、年代別の内訳につきましては、ご覧のとおりでございます。次のページから3ページから、701種類の応募された結果一覧が50音順、あいうえお順についておりますので、ご覧いただきたいと思っております。基本的に50音順にまとめてありますが、同じ漢字を使って読み方が違うものにつきましては、同じ場所に載せてあるということです。たとえば、3ページで46番から桜と湖を使った市の名称が11ばかりございますが、これは、おと読ませたり、さくらと読ませたり、中にはろうと読ませたりしている例もありますので、この同じ漢字を使った漢字につきましては、必ずしも50音順でないところもございまして、よろしくご覧いただきたいと思っております。以上名称案募集結果については以上のとおりでございますので、ご説明を終わります。

会長 ただ今、名称案の報告が事務局より申し上げましたが、ただ今の説明の中でご質問等ございませんでしょうか。特にないようでありますので、前回進めてまいりました方向で行くわけではありますが、それでは報告第22号につきましては、この後、委員の御委嘱を申し上げた方々で、15日に第1回目の委員会を開いて、ご審議を願う予定にしておりますので、22号については、この前取り決めた順序で、進めていく事にして報告を終らせていただきます。それでは次に第23号新市名称候補選定委員の指名について、各長より指名をいただきましたので、ここでご報告を申し上げます。事務局長。

事務局長 報告第23号新市名称候補選定委員会委員の指名について。田沢湖・角館・西木合併協議会新市名称候補選定委員会設置要綱第3条の規定により、新市名称候補選定委員会委員を次のとおり指名したので報告します。この中で、要綱の第3条の中で第1号の委員は協議会委員である教育長であります。第2号委員は協議会委員である民間委員の代表の委員であります。第3号委員は協議会委員以外の3町村長が定めた学識経験者ということに設置要綱にうたわれておりますので、よろしくお願いたします。田沢湖町では第1号委員は千葉勇委員でございます。2号委員が小松直委員。3号委員が大山文夫委員となっております。角館町では1号委員が小林一雄委員。2号委員が三杉真紀子委員。3号委員が遠藤康委員となっております。西木村にまいりまして、1号委員が佐久間健一委員。2号委員が門脇明委員。3号委員が浅利佳典委員ということで、合計9名の委員で新市名称候補の選定を行ってまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

会長 ただ今、事務局長より報告をいたしました。ご意見、ご質問等ございませんか。
(「なし」という声あり)

会長 なしという声でございますので、この前の協議会で決定をした内容に基づいて進めてまいりたいと思いますので、報告事項の23号についてもこれで終らせていただきます。次に報告第24号幹事会・専門部会名簿についてを議題といたします。なお、若干入れ替え等ございますので、事務局より報告を願います。

事務局長 報告第24号幹事会・専門部会名簿についてご説明いたします。幹事会・専門部会名簿については別紙のとおりとする。これは、各町村の16年度の定期人事異動、あるいは退職によりまして、委員、幹事会あるいは専門部会委員が変更になっているところもございまして、ご説明いたします。先程冒頭でもご紹介いたしました。幹事会におきましては、西木村参事の浅利武久委員が新しく幹事になっております。7ページにまいりまして、専門部会名簿でございますが、これは職名だけ言って名前は省略させていただきますが、変更になった所だけ申し上げます。総務企画部会では田沢湖町では神代出張所長と主幹兼田沢出張所長さんが変更になっております。角館町では総務課長が変更になっております。西木村では総務課参事、出納室長、議会事務局長がそれぞれ変わっております。保健福祉部会では、田沢湖町では町民課長、清眺苑施設長が変更になっております。角館町では民生主幹、町民サービス課長、福祉課長、公立角館総合病院事務長、4名とも変更になっております。西木村ではにしき園事務長が変更になっております。産業観光部会におきましては、田沢湖町では企業課長が変わっております。建設交通部会では、田沢湖町では企業課長が変わっております。角館町ではまちづくり対策課長が、これは建設主幹が兼務しておりましたが、まちづくり対策課長が独立しましたので、建設交通部会1名増員になっております。上下水道課長も変わっております。教育文化部会におきましては、田沢湖町におきましては教育次長が変わっております。1名だけです。60名の専門部会が1名増員によりまして61名の専門部会でこれから協議してまいりたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

会長 ただ今、24号で説明をいたしました、専門部会名簿につきましては、報告のとおりご承認をお願いして、この案は終りたいと思いますが。
(「なし」という声あり)

会長 異議なしということでございますので、決定をしてまいりたいと思います。次に報告25号15年度の田沢湖・角館・西木合併協議会補正予算(第2号)を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局長 報告第25号平成15年度田沢湖・角館・西木合併協議会補正予算（第2号）についてご説明いたします。平成15年度田沢湖・角館・西木合併協議会補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,404万2,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということでございます。10ページをご覧くださいと思います。第1表の歳入歳出予算でございますが、歳入におきましては2款県支出金1項の県支出金でございますが、500万円が150万円減額しまして、350万円とするものであります。これは、15年度予算で500万円の法定合併協議会支援事業費補助金を予定しておりましたが、下に書いております歳出で出てまいります、各種業務策定委託料等の減額で150万円を減額しまして、16年度に繰り延べするものであります。合わせて500万円補助をいただけることになっておりますので、その分150万円分を16年度に繰り延べするということでございます。歳出におきましては2款の事業推進費1項の事業推進費が1,542万円でございますが、これも歳入にあわせまして150万円を減額しまして、1,392万円にするというものであります。これは各種業務策定委託料等の減額の150万円でございます。合わせまして、歳入歳出を150万円減額して2,404万2,000円とするというものであります。以上簡単でございますが、補正予算の説明を終わります。

会長 報告が終わりました。事業の変更等により、減額分を16年度に繰り延べするものもございまして、3月31日付けで専決処分をしております。ただ今の報告について、ご意見ご質問等ありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」という声あり）

会長 ないということでございますので、この25号の報告についても決定をさせていただきます。ありがとうございました。次に報告第26号田沢湖・角館・西木合併協議会事務局規定の一部改正についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局長 報告第26号をご説明いたします。田沢湖・角館・西木合併協議会事務局規定の一部改正について。田沢湖・角館・西木合併協議会事務局規定の一部を別紙のとおり改正したので、田沢湖・角館・西木合併協議会規約第14条第3項の規定に基づき報告する。ということで12ページをご覧くださいと思います。冒頭にも職員の紹介をいたしました。が、今まで15年度は総務班、計画班と分かれまして、計画第1班第2班ということで進めてまいりましたが、16年度合併の年でございますので、新たに増員をいただきまして、調整班を設けている事務事業の職務内容を多少変更して合併に向けて準備をする体制を整

えたということでございます。中身の事務分掌につきましてはそれぞれ新しく付け加えたところ、総務班から計画班に移ったところいろいろございますが、前に差し上げております事務分掌でございますので比較してご覧いただければ幸いです。以上、事務局規定の一部を改正する規定につきまして簡単でございますがご説明を終わります。

会長 ただ今の報告が終わったわけでありましたが、この構成等については幹事会あるいは私ども3者の協議等踏まえて、そうした制度で促進していこうという考え方でこの度の編成をいたしたところでございます。報告のとおりご承認いただいたものとしたしてはいかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

会長 異議なしということでございますので、ご承認をいただいたことに決定をさせていただきます。それでは次に協議案件に入らせていただきます。最初に協議案第10号議会議員の定数及び任期の取扱いについてを、継続協議でございますが、これを議題といたしたいと思っております。これについて、この前も継続協議できましたので、どなたか議会の方からご発言をいただいて進めてまいりたいと思っております。私の方から指名するというのではなくして議会の皆さんからご発言をお願い申し上げます。

(「資料の説明をして」という声あり)

会長 それでは、お手元に配布してあります資料に基づきまして事務局より説明をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

事務局羽川 今日皆さんに1枚物の資料をお渡ししております。議会議員の身分の取扱い。新設合併、特例を適用した理由、原則を適用した理由ということで、前の協議会で三杉委員さんの方から要求された資料であります。もっと早く出してくれということでございましたけれども、大変遅くなりまして申し訳なく思っております。最初の表のページですけれども、各町村の先進の事例でございます。あきるの市、7カ町村ほどありますけれども、特例を適用した理由でございます。2番の方が京丹後市他4カ町村、4つの市がありますけれども、これも原則を適用した理由ということで、協議会の報告書とか議事録等から抜粋したものでございますので説明は省略いたしますけれども、それぞれこういう理由で特例を適用をしたり原則を適用しているということでもあります。裏のページでございますけれども、これは設置選挙それから在任特例を適用の場合の主な理由、効果、課題ということで、それぞれのメリット、デメリットというものの一般的なものでございます。これにつきましても各協議会で出されております資料あるいは報告書等から抜粋したものでございますので、この協議会に当てはまるかは別といたしまして、こういうような理由が

一般的だということでございます。内容につきましては説明は省略いたしますけれども、ご覧になって参考にさせていただきたいということでございます。簡単でございますが以上です。

会長 ただ今説明が終了しましたが、中身が分からない訳でありますので、もうちょっと皆さん読んでいただければ、若干の時間お読みいただいて、その後再開をいたしたいと思っております。

皆さんに発言をしていただきたいと思います。角館町さんの方は選挙が終りまして日も浅いわけでありますので、このことに特にそういう期間を設けるということであれば、それなりにお話も願えればまた良いと思っております。はいどうぞ。

佐々木委員 角館町の佐々木です。先月の28日の改選後、昨日特別委員会を開催いたしました。前議員の方々が15名、新しい方々が5名、20名の議会の中で、議長は職務出席ということで19名の特別委員会で昨日、委員会を開きまして、やはり従来私ども申し述べておりました、在任特例は適用しないということ、全会一致の意思統一を持ちまして昨日の委員会を終えております。理由等につきましては、前々からお話しておりますけれども、合併の本来の主旨あるいは行財政の問題、それとやはりこれからの行政のスリム化の中で、議会が率先して当局あるいは住民の方々との接触を持つべきだということが主な主旨でありまして、この点やはり角館町議会といたしましては、在任特例は適用せずに、設置選挙で進めるべきという1つの方向を昨日出していることをご報告いたします。というのは、この前の協議会からの継続協議の中で各議会の中でももう少し協議していただきたいと思いますことでありましたので、改選をはさんででしたけれども、それぞれの意思確認をしまして今お話したような結論を得ております。以上です。

会長 ただ今、角館さんの方から報告を承った上でございますが、これについて、他の町村の方のご意見ありましたら発表していただいて。

佐藤（宗）委員 西木村の佐藤でございます。私の方の議会におきまして、先般7日に特別委員会を開催いたしました。当初1年半というような意見が多数であったように思いますが、1年1ヶ月、小委員会の7ヶ月案などの意見も出されました。定数につきましては地域の声を広く吸い上げるなど当初26人でスタートしまして、じょじょに削減するというような意見も出されまして、さらには3町村の調整をとる事にはもっとも異論はない訳でございます。西木村議会としましては、在任特例、定数の設定の理由なども掲げて説明しながら、仮に他町村なかなか受け入れることが難しいことがあったにせよ、独自のものをを出していかなければいけないというような意見も出されまして、なかなか意見

の集約ができなくて、この臨時の協議会に望んだわけでごさいます、私も申し訳なく思っておりますけれども、更に協議を重ねまして努力をしてみたい。そのように思っております。以上でございます。

会長 ありがとうございます。田沢湖さんの意見をお願いします。

田口（喜）委員 田沢湖の田口でございます。田沢湖町も特別委員会を開催しております。また、今までは在任期間は1年6ヶ月、そして定数は26名ということをお田沢湖町議会では主張しておりました。特別委員会を数重ねる度に、協議していることですが、やはり在任特例は必要だと。その大きな理由としては合併した時に、じゃあどのような自治体になっているのか、そこが明確でなければ、やはり住民の方の理解が得られない。また、住民にも聞かれるわけですね。合併すれば公共料金はどうなるのか、税金はどうなるのか、このことはどうなるのかというように問い掛けられた時に、法定協議会の中でも協議しておりますけれども、じゃあこういうふうになりますというような明確に住民にお答えすることが出来ないわけでありまして。そういう理由からして在任特例は必要であると。今まで1年6ヶ月ということをお田沢湖議会では主張してきたわけですが、その期間についてはやはり他の町村とも協議の中で検討していくべきでないかというような意見も出ておりますけれども、今現在提案されております小委員会の報告に対して、はい分かりましたというところまではまだ至っておりません。以上です。

会長 ただいま、お伺いいたしますと、3町村の議員の皆さん方の、特別委員会等の結論が一応それぞれ違っておるようでございますが、特に他の委員の方々に、ご発言あれば若干承りたいと思っておりますが、他の委員の皆さんのご発言。はいどうぞ。

戸沢委員 角館の戸沢でございます。初めて法定協に参加させていただきまして、いろいろ法定協のありかた、あるいは、位置付け等についても、我々もしっかりした対応をしてみたいと思っておりますのでよろしくご指導のほどお願いいたします。実は自らの在任特例問題であります。これまで小委員会を設けて法定協でご相談され、そして原案をここに提示されておると。そういう段階の協議のようであります。私たちもそう伺っております。しかし、実は自分の考え方を申し述べさせていただきますが、ただ今うちの方の委員長がからご説明ありました。比較的小規模な自治体の合併になるわけですが、少子高齢化を解消する為に大胆な政策展開が出来るかどうか私も心配であります。そういう中で経費の節約、特に人件費の節約が急務だと私は思っております。そういう観点から議員自らの在任特例については、私たちの気持ちからそういう姿勢を特例を使わないでやるべきだという、そういう姿勢を示しながら、住民サービスの低下を出来るだけはからさないよう

にという観点であります。私、常にこの法定協議会のあり方というものを思っておるのですが、いろいろ町村議員間等でも大変な隔たりがあるという状況のもとで伺いました。それを受けて法定協は法定協なりの、出来ればですね、採決とか、あるいは投票とかという決め方ではなく、出来るだけ話し合いで決めていこうということのための法定協議会だと私は思っておりますので、そういうことについて、私もそういう角度からこの場での議論にしていけばと、このように願っております。それが、とりもなおさず住民サイドの為にもなりますし、また、新しい市になったときの事についても非常に良い事だと、良い結果をもたらす。このように思っておりますので、どうかひとつ難しいことを協議するのが法定協議会であります。従って、この場だけではなく、議員個々の外交、交流も必要だと重みます。先進地がやっておるようにですね。そこらへんを含めてこれら協議を願えればと思っております。ただし基本的な姿勢は、私たち角館町議会はそういうことであるということだけは申し上げておきたいと思えます。以上です。

会長 他の委員の方からご質問がないとすれば、若干ここで休憩をさせていただいて、そしてこのことについて若干の意見の統一というより、私ども会を進める上の意見統一をして、皆さんにお話して、再開をしてまいりたいと思えますがいかがでしょうか。そういうやりかたでは。良いですか。そういう方法で。はいどうぞ。

稲田委員 田沢湖の稲田です。今の考えには特別反対ではありませんけれども、御三方で決めたものが提案されて、今日、それが、いわゆる在任特例について採決するまでいくのか、その辺のあたりの調整なのか、そのへんの話ははっきりしてから休憩に入らなければ皆さんの心の整理がつかないでべろっと出て行けば大変な混乱が起きると思えますので、どの辺のあたりまでの話し合いなのか、そこちょっと触れていただきたいと思えます。

会長 この後のいろんな取り決めについては、最大限話し合いでいくという考え方でありますので、それはまだ2回目の協議会の特例の問題でありますので、まだ私は話し合いであるという認識でありますので、ただし話し合いにもっていくにも、ただ今3つの案がそのままお互いに話合っただけでも、なかなか難しいのかなと、そうすれば私の方でご相談してなんかありますればその事をご提案しながら、この後の話し合いをしていただくという形でもっていければと。こういうことで、ご提案をし、休憩をお願いしたいと思ったところであります。いかがでしょうか。

(「賛成」というこえあり)

会長 それでは、30分まで休憩をいたします。それでは、30分から再開いたしますので。

休憩 14 : 14

再開 14 : 29

会長 それでは時間でありますので、引続いて会議を再開いたします。はいどうぞ。

山本委員 角館の山本陽一です。先程質問すると思いましたが時期を失うしましてやめてしまいましたけれども、第5回の小委員会の報告を10月に報告させていただきました。これは民間委員の方々9名の報告でした。今日まで10号11号は継続審議になっているわけですが、小委員会の報告に対しまして、協議会では何らこのことに対して意見を協議してきてないように私ども感じております。そこで、小委員会としましてはこの機会に、自分たちが出した報告書につきまして、是非協議会で協議していただきまして、そのことにひとつ決着を付けていただきたいと思いますので、是非その点お含みおきのようよろしくお願いいたしますと思います。

会長 先程、休憩に入る前に、皆さんにご質問がないかということで、ご質問をお願いしましたが、ご質問がなかったのが実は角館の町長さんと、西木の村長さんと、振興局長さんにお入りをいただいて、先程の案件について協議をさせていただいたわけですが、協議の内容についても、ただ今、小委員長さんからご質問あったそのことをもう一度各議会で協議をしていただいたらどうかというのが、今日御三人あるいは、局長さんからのご発言もございましたので、今日の協議会で皆さんから論じるということよりも、むしろただ今お話あったようなことを、各議会でもう一度小委員会の結論に対する提案いただいた内容に対する、ご審議をお願いして今日の協議会を継続にしたらどうかというのが、実はご質問者の考え方を十分協議しまして、そういう形で、このことをご報告して協議いただいたらどうかということでご提案をする予定でございました。そういうことではいかがでしょうか。はいどうぞ。

三杉委員 角館の三杉です。今、先程、西木の佐藤委員と田沢湖の田口委員から先程議会の方からの連絡を受けたのですが、それも含めて、小委員会の意見も含めて西木さん7日の日。先程田口さんのは聞けなかったのですが、踏まえて議会で論じたのではないのでしょうか。それでもって、西木さんでは、佐藤さんにお尋ねしなければいけませんけれども、まだ決定できなかった。同じく田沢湖議会でも、住民に説明ができないような状態であるということだったのですが。私はそういうふうに解釈したのですが、これから小委員会のを論ずるということではないのでしょうか。もう既に始まっていると思いますけれども。結局4つの意見。特例なし。西木さんの意見。田沢湖さんの意見。そ

して小委員会の意見。この4つなのでないでしょうか。これで、この場所で決めないとい
けないことだと思います。違いますか。

会長 ご質問にありますように、最終的には協議会で決するという事は、そういうこ
とになるわけでありませうけれども、やはり議会の皆さんのそうした意思というものは、最
大限話し合いをしていただくというのが、私はこの協議会の大きな目的でなかろうかなど。
皆さんのご質問を頂戴いたしましたけれども、ご質問の方が、時間をもう少しかければ皆
さんから今のような発言があったと思いますけれども、そういう発言がその段階ではなか
ったので、実は休憩をお願いして、今、西木さんと角館さんと局長さんにお入りいただい
て、今の問題を協議した結果、今、ご質問にありますように、もう一度、小委員会の提案
した内容で、3者でそれぞれが協議をしていただいて、もう一度時間をかけることが必要
でないかというのが、私どもの意見の一致をみたところであります。はいどうぞ。

三杉委員 議長分かりました。そうすればですね、議会に持ち帰ったときにもう一度お
願いしたいことは、やはり住民の意見という、住民の気持ちというものを議員の方たちも
良く受けとめて、議会で相談していただきたいと思います。例えば今回角館の議会の選挙
がございました。それで新人の方が5人程いらっしゃいました。こぞって特例なしという
ことで選挙に臨んだわけです。そういう時に、得票数、かなりの数をその5人は取ったわ
けですけれども、そういうことはまず今回角館自体はそういうのも住民の意見というも
のが、意思というものが見えてきたわけです。西木と田沢湖さん。ちょっと住民の意見
というものをどれだけの意思があるものかちょっと聞いて見たいなと思います。

武藤委員 西木の武藤でございます。私の方の議会で特別委員会でこの問題を再三にわ
たって協議して参りました。そのいつの場合でも小委員会の意見をそのまま取り入れて、
こういう決定であるし、こうであるということをし添えた上で、それぞれの議員の意向
を聞いております。ただその中でまだすり合わせておらないのは、人数の問題と任期の問
題です。これは、いくらでもこれから調整する機会があろうと思います。まったく特例を
使わないという角館さんのような場合については、すり合わせする方法がない訳です。す
り合わせする方法がないのですよ。使わないというものと使って期日を延ばすとか人数を
減らすとかという問題とは全く本質的に違う問題でございますので、私どもと田沢湖さん
は十分認識しながら各地元で、議会で協議を続けてまいっておりますので、むしろ私はこ
れからの問題としては、角館さんはどうしても最後まで使わないというような主張で行く
のかどうかという問題をもう少し時間をおいて協議を進めていくべきでないかというふう
に思いますので、皆さんのご意見を承っていただきたいと思ひます。

会長 はいどうぞ。

小松委員 大体言われたようですけれども、順序として我々小委員会に付託をされた。そして検討した結果を協議会に報告するという事になって、ずいぶん前に報告したわけです。今のこの協議案件の10号というのは、これはあくまでも10号として提案する権限というのは、当局にしかない訳で、小委員会にあるものじゃない訳で、したがって、たまたま小委員会で報告したものと同じ事でここで提案していることだけれども、もし、それに修正を加えて提案することも可能だったわけです。これはあくまでも今のものは小委員会ということではなく、当局の方で提案したものだ。こういうふうに理解しないとうまくないのではないかなと思います。そうじゃないですか。そこらへん教えてください。

会長 考え方としてはそうも受け取るわけですけれども、この協議会で小委員会を設けて、この特例について審議をいただいて報告を受けているわけでありますので、当局が提出よりも協議会が委員を選任して、そして協議会で審議をいただいて、この協議会に報告をいただいたわけでありますので、これはやっぱり協議会の皆さん方が小委員会にお任せをして、意見統一をしていただいたということではないでしょうか。私の方で指名してというよりも、皆さんで協議して小委員会を設けると。小委員会を皆さんで設けるということで、小委員会を皆さん合意をして、そして設けて協議をしてその内容を報告していただいて、それを協議会にかけていくということだと私は受け止めています。協議会で小委員会を選任していますので。

佐々木委員 角館の佐々木です。今、小委員会の答申を受けた提案者側としての考え方、手続き的には私もそういう手続きなのかなと思いますけれども、私どもの特別委員会の実態を申し上げますと、10月にこの答申を受けまして、報告書、もちろん私どもも目にしました。その内容につきましても、私ども十分に審査しました。しかしながら、やはり在任特例は使うべきではないというのが結論でありますので、このあとどういう協議をすればよいか私自身あれですけれども、在任特例につきましても、角館議会としては適用しないということは、あらゆる角度から検討した上で結論を出しておりますので、期間が短くなれば良いとか、あるいは定数がどうのこうのというのではなくて、基本的に在任特例は適用すべきでないという、いろんな検討の結果ですので、これを持ち帰って協議をするといっても、なかなか正直言いましても、難しい時点であることは申しあげさせていただきたいと思います。

辻委員 角館の辻でございます。先程から各議会の皆さんの発言は、小委員会始まって、議長さんが私どもに意見をいったことと同じことです。ほぼ同じ事を繰り返しているだけ

です。4ヶ月前、結論出して報告して、前回からここに調整内容として提案されているのは提案ではないですか。これをただ相談して下さいということですか。私ども小委員会のメンバーとしては責任を持って調整して結論を出したことに對して、ここに提案されていると思いますので、これをそのままにして別の議論をするということは、会議の性質上、私は全然方向が違うと思います。もしやるのだったらこの小委員会の結論は、あれだの言う事はどうもうまくなかったということで、ここで否決してからそれぞれまた別の案を出してくれば良い。この前の名前のことだってそういうことだったでしょ。提案しました。はい、3分の2以上が賛成があれば通るし、そうでなければだめだ。それよりももっと小委員会を設けて結論を出したことは重いと思います私。それぞれ小委員会に参加したものは、それぞれの責任を痛感しながらこれから対処すると思っていますので、この提案していることの性質を、もう一回皆さんにちゃんと行って下さい。そして、小委員会の位置付けもここではっきりして下さい。そしてだめなものはだめだと会議で否決した上で次の案を議題にして下さい。これが一番はっきりするのではないですか。と私は思います。よろしくをお願いします。

稲田委員 田沢湖の稲田です。いわゆる小委員会の件については田沢湖も、小委員会の意見を重視しつつ、いわゆる慎重に對処したいということです。そして、在任期間も1年だけれども、また3月の選挙だと予算とかいろんなことをゆっくりやっておらないので、田沢湖議会としては、いわゆる1年1ヶ月。4月の選挙とか。定数についてもきちっと言っていますので、私たちはこれを基本にやりながら、地域の声をどう吸い上げながら慎重審議をしてこれを決定するということなわけです。当局も私は小委員会の意見はないがしろにしているわけではないと思います。ただ、角館さんみたいに、在任特例を使わないと一発でぼんときたのと、いわゆる西木さんみたいに期間とか定数がはっきりしておらないのでという声があるので、私は会長である議長がもう一度そのことをすり合わせしながら、角館は考える余地がないかもしれませんが、田沢湖と西木の場合は地域住民の声をどう合併後に吸い上げ、在任特例を使った場合にどういう系列の中で新市のあり方が最も良いのか、その声も私たちは在任期間中にきっちりと議会を作り上げていくと。そういう1つの物事を前面に出しながらやっているわけです。そこあたりというのは、うちのほうと西木さんは若干調整の余地があるので、私は改めて来て下さいということだと思し、ただ角館さんみたいに、きっちり行政も議会もうまくいって、一発で選挙をやればなにごと問題も残らないと。そういうことであれば私たちも即選挙。その代わり、調整項目をある程度こなしながら、3月31日の合併に拘らないで、真剣に新市について論議する

必要があると。そういうことの議論なわけです。なにも問題が残らなければ、地域に帰った時に、こういうこと、こういうこと、こういうことという問題が残らなければなんでもないけれども、やっぱり総合的な判断をしなければならぬというのが田沢湖町議会の特別委員会の考え方であります。小委員会の意見は尊重しつつ、全面的に対処していきたいと、そういう考えでありますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

小松委員 田沢湖の小松であります。私は、今この10号で提案されております原案に賛成の立場であります。議員の皆さんにも理解を得たいという、そういう思いから申し上げたいと思えます。この在任特例の適用、適用しない。このことについては双方にメリット、デメリットがあります。ただ、一般的な声としてはやはり経費問題が強調されております。しかし私は、もちろん経費の削減ということを重視しながらも、この地域の事情にも配慮しながら、在任特例を適用することによるメリット部分を最大限活かすことによって、むしろその方が懸命な選択ではないかなというふうに考えるものであります。この為にはまずこの合併をスムーズに進めるということを優先して、合併即選挙という急激な変化を避けて、住民不安の払拭あるいは緩和に努める事が最も重要な事ではないかなと、このように考えて設置選挙には反対をいたします。

会長 皆さんからまだまだご意見が、あると思えます。しかしこの意見を聴取して、すぐここでいわゆる決定する方法を講じるには時期早々ではないかなと、私はですよ。やっぱりもう1度それぞれの議会の中で、角館さんもそうでありますし、ただ、おっしゃることも十分理解するわけであります。やはりもう一度、小委員会の結論について、30日の日までもう一度論じて、30日の日はもし皆さんがやるとするならば、それは票決の方法しかないわけです。このままであれば。そういうことありますので、後半月間、やはりもう一度私は小委員会の結論と言うものを3町が同時に論議をしていただいて、やはりその方向で最大限、やっぱり合併にお互いにしていくなれば、そういう考え方がもっとも必要でないかという私は認識です。それがなければ今日でも票決は出来ます。しかし私は避けたい。今のご意見を十分皆さんお分かりだと思えますので、なんとか先程休憩して若干その後のご意見を皆さん伺ったわけでありますが、皆さんの発言も同様でありますので、改めてお諮りいたしますが、そういうことで継続にいたしまして、この案を角館さんも田沢湖さんも西木さんも、もう一度この考え方を論じて30日の日にご発表願って、そして粛々と進めて行きたいと。こう思いますがいかがでしょうか。ないですか。

三杉委員 角館の三杉です。そうすればですね、その時にお願いがあるのですが、やはり3町村とも町民の意見も少しは取り入れて、取り入れるというよりも、意見とかそうい

うものを住民に聞いてみて、そしてから議会にかけていただけないでしょうか。調整していただきたいと思いますが。

会長 その事は、私から申し上げるまでもなく、あなたのご発言を十分受けつつ、それぞれがそういう考え方というものを進めていくものだと私は受け止めます。それを、こうしろ、ああしろということについては、それぞれの立場で進めていただくことでいかがでしょうか。

三杉委員 分かりました。

会長 ということで、これは継続協議といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

会長 異議なしという声が多いようでありますので、ちょっと私は進め方が、少し進むようでありますけれども、かなり慎重にしていますので、その点をご理解いただいて、そのように決定をさせていただきます。それでは、30日の日に改めてその事を協議をいたしたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。それでは次に11号であります、このことにつきましても、農業委員会の定数及び任期の取扱いについてでございますが、このことについても、若干論議がここで必要かなと、ただ同様という考え方よりも、それぞれ皆さん、小委員会に出されておるわけですが、ここで若干ご意見あるとすれば、ある委員の方から頂戴をいたしたいと思っております。ないでしょうか。これも、継続、継続で来ましたので、もしご意見があればね、継続にするにいたしましても、もしご意見があればご発言願えればという考え方でご発言を求めたところであります。

(「なし」という声あり)

会長 良いですか。ご意見は伺う機会を作らないと、なんでも継続ではちょっとあれだなと思われましたので、お諮りいたしました。ただ今ありますように、11号も同様に継続といたしたいと思っております。決定をいたします。それでは次は案件の43号から47号までの5案件について協議いたしたいと存じます。最初に協議案件43号電算システム事業の取扱いについてをお諮りするということと併せて私の方から考え方を申し述べて皆さんのご理解をいただきたいと思っております。この事業は合併の段階では、やはり進めなければならない大事業でございますが、今、財政を各町村で調整いたしております。財政の調整付き次第提案をいたしたいと。なおまた、この案件についてはそれぞれの議会で議決をいただく事項になっておりますので、それぞれそうした調整をはかり、3町村のそうした議会の皆さんとの協議が整った上で、改めて提案をしたいと。今のところ30日に提案出来ればと思っておりますが、そういう方向で電算システムの43号を進めて参りたいとおもいますので、皆

さんのご協力をよろしくお願いを申し上げます。ということで良いですね。はいどうぞ。

沢田委員 今ここに提案しておいて、この次までというのは、内容的に説明ないですかこれは。内容もう少し詳しく説明してもらえませんか。

会長 先回、内容を提案して説明してございます。この43号については、提案して説明してありましたので、今日お諮りするにはこれで良いかで終わりだったのです。しかし、財政が伴う内容でありますので、3町で調整をいたしておりますので、その間若干時間を貸していただきたいということで、この案件の保留をいたしたいということでございます。内容は説明してございます。内容は詳しく皆さんに説明してあります。十分30日の日はご報告申し上げますので、今日は以上の事でよろしくお願ひ申し上げます。

信田委員 田沢湖の信田です。となれば、なんとしても質問したくなりますので、是非教えて欲しいと思います。私、これ見てて、おかしいなと思ったのがあるのです、予算決算の関係です。同じような業務をしていて、こんなにも額が違うのかなというふうに思って、その辺なぜなのか是非お知らせを願いたい。

事務局藤村 事務局の藤村です。予算決算の内容につきましてというご質問ですが、多分20ページのところの住民記録関連ということで、田沢湖町さんが1,300万。角館町さんが100万。西木村が700万程度という、この額の相違だろうと思いますけれども、項目的に、例えば21ページの税システムというところがございます。ここでは、田沢湖町さんの分では住民記録に含むという書き方をしていますけれども、契約上、住民記録システムの契約1本に含めてやっていますので、こういうような形で住民基本台帳関連でございまして、こここのところでは田沢湖さんが非常に大きな数字になっているということでございます。後ろの方にもそういう書き方が。例えば22ページの国保事業でありまして住民記録の方に含まれているということでございますので、ご理解よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

信田委員 住基ネットは。

事務局藤村 住基ネットの部分でございましてけれども、これもベースになっている住基からの引き込みといいますか、その区分けの部分でこういう形になっているということでございます。よろしいでしょうか。システムがつながっていますといいますか、住民基本台帳と住基ネットというのは、システム上全部連動しているわけでございませぬけれども、発注の段階でどこまでをどっちの分野で支出するかというような、仕分けの仕方でこのような差が出ているように理解していただきたいと思ひます。人口による、取扱いのボリュームによる差がございましてけれども、基本的にはここに出てくる数字のような大きな差と

いうことではないというように理解していただきたいと思います。

田口（喜）委員 田沢湖の田口ですけれども、いずれ合併する最低条件というのは、このシステム統合だと思えるのですよ。やっぱりこれがきちっといかなければ、どんなに良い合併をしても住民サービスが低下していくばかりです。今、名前あるいは議員の取扱いについて非常に皆さん論議しておりますけれども、当初、事務局というか幹事の説明があったときは、このシステム統合というのは1年半かかるというような話でした。やはり合併して行くにはこういう重大な問題、中身のものを先送りしないで、きちっと提案していただきたいと思います。要望です。

会長 ただ今の要望を十分受け止めまして、協議した上で提案して参りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。次に協議案件44号のごみ収集運搬業務事業の取扱いについてを議題といたします。ご質問等ご意見を頂戴いたします。このごみについて、ご意見ご質問等ございませんか。はいどうぞ。

田口（喜）委員 調整の内容にごみ収集運搬業務事業については事業の一元化に向けて調整するというふうにあります。現実的に三町村が今行っている事業の内容は当然違うと思います。そこらへんを一元化するという言葉で言ってますけれども、どのように調整するのか、例えばもっと詳しく行けば、収集の回数あるいはごみの分別それから地域によって出てくるものと出てこないものとがあると思います。そういうことはどのようになっているのでしょうか。伺いたいと思います。

事務局藤村 お答えいたします。今の質問の中で分別につきましては、32ページにございますように、基本的に可燃物、不燃物、資源ごみ、粗大ごみ、電池類というふうに、これにつきましては、三町村とも同一でございます。北浦環境センターを一組として備えておりますので、分別につきましては同じようなことで進めております。ごみの収集の回数等につきましてはの質問でございますけれども、これは基本的には一元化するというので、調整内容の方に出ておりますけれども、回数等につきましても、現在のものをベースに進めるということでございます。週1回やっているもの週2回やっているものとございますけれども、それにつきましては、新しい市全域が同じようなサービスが受けれるようにと考えております。それから収集体制ということもございますけれども、町村界のところまで現在入り組んでいる部分が、町村ごとにやっていますので、バラバラといいますが隣まで来ているのにこちらはというような、そういう組合せの効率的な変更ということは考えております。不燃物につきましては、三町村とも比較的新しい処分場を有しておりますので、これを有効活用して行きたいというような調整案になっております。以上で終わります。

田口（喜）委員 同じく田口でございます。そうすればですね、ここで33ページには決算ベースでかなり額が違う訳です3町村が、結局各町村でごみの業者に委託しているわけですが、その台数だとかいろいろあると思います。今一元化すると言っておりますけれども、現在のサービスはそのまま引き継ぐと説明はしたけれども、現在のサービスをそのまま引き継いでいった場合に、一元化という言葉は違ってくるのではないかなというふうに思ったわけですが、そこらへんはどのように調整していくのか伺いたいと思います。

事務局藤村 ちょっと答弁の仕方が悪かったようでございますけれども、額につきましては、行政エリアの大きさというものが影響しているものかというふうには感じております。ここで言います回数ということについては、現在のものをそのまま引き継ぐというふうにとらえたかと思っておりますけれども、支障のないような調整をして行きたいということでございます。したがって、現在、週2回やっているようなものが、はたしてそこまで、収集車が満杯の状態であるのかどうか、そういうようなことも勘案して調整作業を進めたいというような主旨でございます。

田口（喜）委員 やはり、ごみというのはその地域によってかなり違うと思うのです状況が。ですからなかなか全部一くくりにするのは大変だと思うのですよ。ごみの出ない地域もあればごみが出る地域もあると思うのです。それは各町村がいろいろ指導してやってきたと思うのですね。その結果がこうで、多くかかっている所は、その指導体制が悪いとか、少ない予算の所は指導体制がしっかりしているとかということでもないと思うのですよ。ですからこれから一元化に向けて調整していく上には、そこらへんは十二分に住民にあまり負担をかけないとか、回数が少なくなることによって、その地域の環境がすごく悪くなっていくのですよね。そういうことは当然お分かりのことだと思いますけれども、いずれそういう面もそういう各地域によって体制が違うのではないかと考えての質問です。

事務局藤村 ご意見を十分考慮しまして、調整を進めたいと思います。

伊藤委員 西木の伊藤です。新市は観光をメインとして発展して行くというような計画でおるわけですが、この地域の川も汚れ、山も汚れるということでは当然困る訳で、ごみの分別も更に細かく、あるいはシビアにやっていかなければならないものと思いますがそこらへんの考え方。それと北浦環境センターの処理能力、まだまだ大丈夫なのかそこらへん教えて下さい。以上です。

事務局藤村 環境問題ということにつながるかと思っておりますけれども、34ページのところでごみ減量等の推進審議会等があります。こういう組織を有効に活用いたしまして、今ほ

どの意見については進めたいと思います。それから、北浦環境センターの処理能力につきましては、焼却施設につきましては比較的新しいものですので大丈夫というふうな認識はしております。中仙町を含めた4か町村で行っている事業でございますので、そちらのエリアといたしますか、その組合せがどうなるのかによって、多少流動的な部分はあるかと感じております。

会長 角館の町長さんから、現在の施設の管理者をお願いしておりますので、そのことを若干報告をお願いします。

太田委員 それでは私の方から北浦環境センターの4カ町村の組合の管理者を角館町がやっておりますので、今の北浦環境センターの状況、ご報告させていただきます。基本的には、中仙町さんが向こうの大曲方面の合併に入ると言う事で、今後焼却、し尿処理につきましても、基本的には向うの方に意向するという事で今、中仙町さんとも調整を進めておるところでございます。今言いましたように焼却は建設して数年しかたっておりませんので、元々建てる時には中仙町さん分も処理できる容量でございますので、3カ町村になっても大丈夫かと思えます。ただし尿処理につきましては、ご承知かもしれませんが、更新時期に来ておまして、今年から更新に向けてやる訳であります、これにつきましては、中仙町さんは、いずれ向うの方に入るわけでございますので、新しい施設につきましては、三町村の処理が出来る程度の施設を作るということで今、計画をしているところでございます。以上でございます。

会長 はいどうぞ。

沢田委員 この案件はごみ収集運搬業務のことでしたので、質問を控えておりましたけれども、北浦環境センター、中仙町のことも話でましたのでお伺いしましたけれども、そうすれば、し尿処理、ごみ焼却の事業は中仙町としてはいつ頃までこっちの方の焼却場、処理場に運搬されて来るのか、処理されるようになるのかそこらへんのところ教えてください。

太田委員 今、そこらへんのところにつきましては、中仙町さんと調整中でございます。と申しますのは、向うの大曲の方に入る焼却の場合、焼却につきましては大曲の方の焼却施設も大きいので、これは中仙町さんと調整して、適当な時期をそれぞれ検討して決めたいと思っております。ただ、し尿処理につきましては、向うの大曲さんの方では、中仙町さんの分については容量がないということで、その分については、増築するということでございますので、その増築を待って、中仙町さんの方にはそちらの方に移行していただくという計画でしておりますが、我が方も新しい施設は3町村分しか処理能力のない、その

位の施設ですので、少なくとも、私どもが新しい施設でスタートする時には、中仙町さんには、その前には向うの方に移行してもらおうということで、現在、具体的な日にちについては調整中でございます。

沢田委員 そうすれば、大曲の方の増築の完成の時期などはまだ分かっておられないのですか。

太田委員 まだ、はっきりした日にちは聞いておりませんが、2年から3年ということで、そこらへんのところで話し合いをしているところでございます。

会長 それでは、44号について他にご質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

会長 なければ、ただ今いろいろなご質問等踏まえて、それぞれ事務局で進めていただくということにいたしまして44号については原案のとおり確認することにいたします。次に議案の第45号環境対策事業の取扱いについてを議題といたします。ご意見等頂戴いたしたいと思えます。ご質問ないようでありますがいかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

会長 なしという声がございますので、45号については、原案のとおり確認することにいたします。次に46号上・下水道事業の取扱いについて議題といたします。ご質問ご意見等をご発言をお願いいたします。これはあるでしょうな。多分。皆さん方であると思えますので。

田口(喜)委員 田沢湖の田口です。水道使用料についてですけれども、この中には当面現行通りとしということでありますが、当面という解釈をどのようにしたら良いのか、また合併後の統一に向けて段階的にという調整するものとするということがありますが、段階的にということ、この2つまず伺いたいと思えます。

事務局長 この前の提案の時もご説明申し上げましたが、上下水道料金、各町村においてかなりの格差がございますものですから、当面というのは合併して当面現在の料金でやっていくということでございます。その間話し合って格差是正に努めるということでございますが、税の不均一課税は5年間ということもございますが、この上下水道料金については、専門部会において5年間で全部を調整するのはちょっと無理ではないかというお話がございましたので、5年に限らず合併してからもちろん協議して努力して格差是正に努めていくわけですが、合併後の統一に向けて段階的にでもじょじょにでも調整して差を無くすというような意味合いということで、段階的に調整するという項目を設けております。

田口(喜)委員 同じく田口ですけれども。そこを聞いたかったわけですね。段階的と

というのはどういう手法で段階的に調整していくのか。そこを聞きたかったわけです。そこを答えていただきたいと思います。

事務局藤村 今、会長、副会長の方からも話ありましたけれども、公営企業でやっていますので、その中の独立採算ということですので、高い方に合わせる低いほうに合わせるのではなくて、トータルの中で独立採算出来るようにというようにということでございます。調整が難しいという話でございますけれども、現在3町村の中で角館さんと西木村は水道、上水、簡水につきましては、料金統一できておりますけれども、田沢湖さんの方では、上水、簡水が3箇所か4箇所ありますけれども、その中でも違うということで、今ご質問の中では難しいということが分かっている質問かと思いますが、専門部会の中でもそういう話ですので、なかなか税の不均一を目途にした5年間という話もありましたけれども、なかなか難しいのではないかとというのが専門部会事務方の意見としては出ています。新しい執行部といいますか、市長の考え方が前面的に出てくる問題かというふうには考えております。

田口（喜）委員 そういうお答えしか返ってこないかと思いますが、いずれ今後専門部会で当面ということと、段階的というのはどういう手法で段階的にやっていくのかと、それをもっともっと協議していただいて、成案が出たらまた報告していただければありがたいと思っております。いずれ、料金が死活問題となってくるのです。料金が一元化されていけば。ですからそこらへんも十二分に配慮した段階的な調整ということで、再度、専門部会で協議した後に、いわばこの場ででも結構ですので、お答えしていただければありがたいと思います。以上です。

会長 他にありませんか。

（「なし」という声あり）

会長 水はそれぞれ事情があると思いますので、それは先程の答弁の中にあるようにご理解をしていかないといけない。施設を自分達でして、管理を町でやっているという簡易水道もあるわけでありますので、そういう面になりますと大きく料金が変わっている。今、質問者もあるいは答える方も、そういう関係が一部あるという水の供給場所があるわけでありますので、そういう内容は十分熟知しながらこれから進めていかなければならないことであろうと。一般的なものは統一で結構だと思いますが、特殊なところはそういうのがあるということだけはお互い認識していかなければいけない。こう思いますので、一言私から、本当は話さないで終わろうと思ったけれども、付け加えておきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。ということで、ただ今の46号については、ご承認いただくこ

とにご異議ございませんか。

(「はい」という声あり)

会長 それでは、そういうことで決定をさせていただきます。47号の地域交通対策関係についてを議題といたします。これについて、ご説明はありませんので、質問ご意見を頂戴いたします。

鈴木委員 西木の鈴木と申します。内陸線についてでございますが、これほど負担金を出しているということは、本当におどろいております。しかし私たち今新しい観光を目指した市作りに一生懸命協議しているわけですが、合併と同時な位に内陸線が廃止となった場合には、非常に市に対してイメージが劣ると思いますので、是非協議会でも、また沿線の三町村でも内陸線の存続に向けて一生懸命がんばっていただきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

会長 47号については、ただ今ご質問者にありました内容であります。鋭意それぞれの関係者で今協議をしている内容でありますので、その点は1つご理解をいただきたいと思っております。それでは、47号についても原案のとおり確認することにしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

会長 異議なしということでございますので、これを決定したいと思っております。以上で本日の報告事項あるいは協議案件は終了いたしました。事務局より説明事項ない。連絡事項ありませんか。ないそうです。ないそうですので、一応今日の案件はこれで終了したわけですが、先程もありましたように、私から、この後の日程について皆さんに一応お諮りしておきたいと思っております。4月の定例協議会を4月30日ということで一応予定してございます。また5月については、現在の市名との関係もありますので、若干臨時協議会を開催する必要があるのかなということも考えておまして、このことについても日にちを改めてご連絡をいたしたいと思っております。なお、5月の定例協議会は5月の31日月曜日というのは、角館町さんの方で大村市との提携の関係もございまして、その第4金曜日ということで、5月31日の月曜日が5月の定例協議会という日程に変えさせていただきたいと。ということでございますので、そういうふうにご承認をお願い申し上げます。なお、臨時協議会については改めて早い時期に皆さんに5月の中ほどに改めてご連絡することにして、今日は、日にちだけは改めて連絡いたしたいと思っておりますので、ご了承をお願い申し上げます。それではこれで本日の議事はすべて終了いたしました。委員の皆さんのご協力に改めて感謝を申し上げ、最後になりますが、今日残されました案件について、それ

それ委員の皆さんに精力的に協議を願いまして、また私ども、今の財政の問題についても十分協議をいたしまして、再度ご提案をしながら進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひし、事務局の方にお返しいたします。

事務局長 それでは事務局の方から確認とご連絡をいたします。今日の案件につきまして、報告第22号新市名称応募結果についてから、報告26号の事務局規定の一部改正については原案通り確認いただきました。次回の4月30日には新市名称候補選定委員会におきまして、今日お示しした応募の中から30以内の名称候補を選定していただきまして、お示しする予定でございます。それから協議案第10号議会議員の関係。協議案第11号農業委員会委員の関係につきましては、継続協議でございます。協議案第43号電算システム事業の取扱いについても継続協議でございます。協議案第44号ごみ収集運搬業務事業から協議案第47号地域交通対策関係事業の取扱いについては原案通り確認されました。最後に次回の協議会は先程会長もうされたとおり、4月30日に田沢湖町で開催する予定でございます。以上でございますが、よろしくお願ひいたします。それでは、本日はお忙しいところありがとうございました。以上をもちまして第3回田沢湖・角館・西木合併協議会臨時会を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

閉会 15:31

署 名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委員

委員

委員